



○行政相談

▼日時 2月16日(金)、3月2日(金)
午前9時～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 行政上の困りごと
▼対応者 平山英夫行政相談委員
▼問合せ (自宅) ☎72 5234

○心配ごと相談

▼日時 2月21日(木)
午前10時～午後3時
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 身の回りの心配ごと
▼対応者 民生委員 3名
▼問合せ 那須町社会福祉協議会
☎72 5133

○不動産無料相談

▼日時 2月23日(金)、3月2日(金)
午後1時30分～3時30分
▼会場 不動産会館県北支部
▼内容 不動産取引など
▼対応者 相談員 2名
▼問合せ 宅建協会県北支部(那須塩原市) ☎62 6677

○交通事故巡回相談

▼日時 2月23日(金)午前10時～午後2時20分
▼会場 那須塩原市役所

○人権相談

▼日時 2月26日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼対応者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 住民生活課戸籍係 ☎72 6908

○弁護士による法律相談

▼日時 3月11日(日)午後1時～4時
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 法律上の困りごと
▼対応者 担当弁護士 1名
※先着8名。予約受付は、2月26日(月)午前8時30分から開始し、定員になり次第締め切ります。
▼申込み・問合せ 住民生活課戸籍係 ☎72 6908

消費の豆知識

カニの勧誘電話にご用心

事例

自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知っており、「以前カニタログギフトで海産物を注文した人へ連絡している。ズワイガニを6日後に代引きで送る」と言われ、妻は事情がわからず承知したという。帰宅後に妻から話を聞き、電話の着信履歴に残っていた番号へ電話し、「注文を取り消したい」と伝えたところ了承された。キャンセルできたか不安だ。(60歳代 男性)

＜ひとこと助言＞

○カニなどの海産物の勧誘電話を受け、強引に契約をさせられた、断つたのに商品が届いた、キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない、家族が注文したと思いい返事をしてしまった、などの相談が多数寄せられています。
○家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。

○電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内ならばクーリング・オフができます。
○困ったときは一人で悩まず相談しましょう。



▼問合せ
○那須町消費生活センター
☎72 6937
○栃木県消費生活センター
☎028 625 2227

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、「那須町消費生活センター」へ!
■開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
■時間 午前9時～正午、午後1時～4時
■場所 那須町役場内1階東側
■電話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号188番へ
土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)